

## 令和元年度東京ライフ・ワーク・バランス認定企業



東京都では、従業員が生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場を実現するために、優れた取組を実施した中小企業等を「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として選定しています。

このたび、下記の7社を認定企業として決定しましたのでお知らせいたします。

また、EXPO当日は、「令和元年度東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」7社に認定状を授与し、その中でも特に取組が優れた企業を「大賞」、「知事特別賞」として発表及び表彰します。

(五十音順)

企業名	所在地	業種	従業員数	認定のポイント
株式会社木元省美堂	文京区	製造業	70人	<p>～従業員の意見を積極的に取り入れ、働き続けられる職場づくりをトップ自ら推進～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノー残業デー実施のために社長自らが取引先を訪問し、取組についての理解を得る</li> <li>・3か月に1回の定期的な従業員アンケート、窓口への相談から短時間正社員制度等の整備を実現</li> <li>・業務の効率化により在宅勤務や代替要員の確保が可能となり、男性の育児休業取得者も誕生</li> </ul>
株式会社グリフィン	千代田区	情報通信業	189人	<p>～経営層・従業員が一丸となって総合的にライフ・ワーク・バランスを推進～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先に働き方改革の取組を説明し、協力を依頼することで、時間外労働が減少</li> <li>・匿名での意見投稿も可能な「ご意見フォーム」を設置し、従業員から制度等の改善提案を受付</li> <li>・上記の改善提案から、始業・終業時間の繰上げ・繰下げを子の就学後も可能にする等の制度変更</li> </ul>
ジョブサポートパワー株式会社	立川市	サービス業	143人	<p>～テレワークの積極的な活用により誰もが働き続けられる環境を整備～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の介護や、家族の転勤により転居する従業員等も働き続けられるようテレワーク制度を整備</li> <li>・管理職の約半数(13名中6名)が女性であるなど、男女の格差のない人材登用</li> </ul>
株式会社DACホールディングス	台東区	学術研究・ 専門・技術 サービス業	64人	<p>～従業員が多様なライフステージに合わせて意欲的に働ける風土づくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「慣らし復帰制度」「保育費支援制度」等を含む「DAC Working Style制度」制定</li> <li>・経営層自らがライフ・ワーク・バランス推進のロールモデルとなり、制度の利用を周知</li> <li>・長期休暇前(年2回)に全社員を対象とした「仕事と介護の両立支援セミナー」実施</li> </ul>
株式会社パセリ	千代田区	情報通信業	24人	<p>～従業員が心身ともに健康で、より良い環境で働くことができる職場づくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月に1回、心理カウンセラーによる無料カウンセリングを実施</li> <li>・社員の要望を受け、育児短時間勤務制度の子の上限年齢撤廃などを実現</li> <li>・スポーツクラブの会費等にも利用可能な健康増進手当の支給や惣菜の無料提供を実施</li> </ul>
株式会社ブレイクスルー・ネットワーク	港区	情報通信業	6人	<p>～少人数の組織において、男性の育児休業取得をトップ自らの調整により実現～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性従業員の長期育児休業取得(1年5か月)を本人の希望通りに実現</li> <li>・代表自らが従業員と相談し、制度設計・構築から運用まで対応</li> <li>・従業員の育休取得に対する理解を得るため、代表自ら取引先と納期調整</li> </ul>
特定非営利活動法人放課後NPO アフタースクール	港区	医療・福祉	277人	<p>～現場の特性を考慮した取組により、ライフイベントと仕事の両立を支援～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日5時間の勤務で所定労働時間の勤務とみなす「プレミアムデー」(月2回上限)等を整備</li> <li>・エリア毎に「お互い様ミーティング」での休暇取得希望等の共有により、休暇取得等を推進</li> <li>・従業員の子供も「子どもスタッフ」として同伴出社可能</li> </ul>

※ 本事業における「中小企業等」とは、常時雇用する労働者の数が300人以下の企業等をいう。